



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 兵 機 海 運 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 東 洋 治  
コ ー ド 番 号 9 3 6 2 ( 東 証 第 二 部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 安 積 拓 也  
電 話 : 078 - 940 - 2351

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 72 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 提案の理由

- ① 今後の事業展開の拡充及び当社企業集団のコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役会の増員が可能となるよう、現行定款第 18 条の取締役の員数を 8 名以内から 9 名以内に変更するものであります。
- ② 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。  
これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 28 条（社外取締役の責任限定）及び第 35 条（社外監査役の責任限定）の各規定の一部を変更するものであります。  
なお、定款第 28 条（社外取締役の責任限定）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
(員数) 第 18 条 当会社の取締役は、 <u>8 名</u> 以内とする。	(員数) 第 18 条 当会社の取締役は、 <u>9 名</u> 以内とする。
( <u>社外取締役</u> の責任限定) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	( <u>取締役</u> の責任限定) 第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
( <u>社外監査役</u> の責任限定) 第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	( <u>監査役</u> の責任限定) 第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

### 3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）  
定款変更の為の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）

以 上